

医和生会介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 法人の概要

法人名	医療法人 医和生会	
代表者氏名	理事長 山内俊明	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
連絡先	TEL 0246-25-8181 FAX 0246-35-0915	
他の主な事業	通所介護（介護、介護予防、日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（介護、介護予防）	1ヶ所
	訪問看護（介護、介護予防）	1ヶ所
	居宅介護支援（介護、介護予防、日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	短期入所生活介護事業所（介護、介護予防）	1ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護・介護予防）	2ヶ所
	居宅療養管理指導（在宅支援診療所）	1ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医和生会通所リハビリテーション
介護保険事業所番号	福島県 0710415118
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5
連絡先	TEL 0246-68-6066 FAX 0246-68-8006
管理者氏名	山内俊明（医師）
管理代行者	菅波成年
相談担当者氏名	菅波成年
事業の実施地域	いわき市（平地区〔中央台・郷ヶ丘含む〕内郷地区・好間地区）
	※この地区以外にも相談に応じます。

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1（兼務）	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
管理代行者	1（兼務）	—	管理者の業務を代行します。
理学療法士	3（兼務1）	—	リハビリテーション計画を作成し、自らも提供にあたります。
看護職	1（専従）	—	リハビリテーション実施のためのバリエーションや健康状態の確認を行います。
介護職	2（専従）	1（専従）	介護及びリハビリテーションの提供を行います。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（※但し祝日のある週の土曜日は営業する）
休業日	土・日・祝日 ・ 8月13日～15日 ・ 12月30日～1月3日
営業時間	午前 8：15～ 5：15
提供時間	午前 9：00～12：05 午後 1：20～4：25

(4) 利用定員

利用定員	午前・午後各40名とする。
------	---------------

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の医師又は理学療法士等、看護職員等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 ・事業所の運営に当たってはBCP(業務継続計画)を策定し、必要な体制の整備を行うと共に、規定回数の訓練、研修を実施し、大規模な自然災害や感染症などが起きた場合でも、できるだけ業務を中断させないように準備を行い、中断した場合でも可能な限り速やかに業務再開ができるように努めるものとします。 ・職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、健全で快適な環境の下に業務を遂行できるよう、ハラスメントの防止および排除のための措置に関し必要な事項を定め、運営を行います。

4. 利用料金について

<p>介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割（利用者様の負担割合により2割または3割）が利用者の負担額となります。ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、全額お支払い下さい。後日、当事業所から発行されたサービス提供証明書を地区保健福祉センターの窓口へ提出しますと9割（負担割合により7～8割）が払い戻しされます。尚、利用者の負担額については、別紙利用料金概算表に記載しお渡しします。</p>			
基本利用料金	認定区分	基本利用料金	
	要支援1	22,680 円	
		21,480 円（利用開始の属する月から12月超え）	
	要支援2	42,280 円	
39,880 円（利用開始の属する月から12月超え）			
加算料金	サービス提供体制強化加算Ⅰ(月)	要支援1	880円
		要支援2	1,760円
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	8.6%	
<p>前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用をいただきます。 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。</p>			

5. 介護予防通所リハビリテーションの内容

種類	内容
心身の状況把握	健康チェックを行います。
機能訓練	日常動作訓練・運動機能訓練・口腔機能向上訓練等を行います。
介護サービス	移動や排泄の介助・見守り等のサービスを行います。
日常生活上の相談・助言	利用者とそのご家族からの相談に応じます。
送迎	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

6. サービスを受けるにあたっての留意事項

- ・介護予防通所リハビリテーションの利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ・サービス利用中、個人での外出は出来ません。また、やむを得ず退出する場合は、管理者の許可を必要とします。
- ・施設内の居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損などが生じた場合は賠償して頂くことがあります。
- ・施設内は全面禁煙のため喫煙はできません。
- ・施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。又、ご利用者や職員への金銭、物品のやり取りもご遠慮ください。
- ・入院や病気等によりサービスを利用できない状態が明らかになった場合、または正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合はサービスを休止とさせていただきます。サービス利用を再開される際は、以前と同様の内容でお受けできない場合がございます。
- ・以下に記載する行為及びそれに類似する行為が、利用者又はその関係者からなされることにより信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約解除をすることがあります。
 - (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなど)
 - (2) サービス利用中に職員の写真や動画を撮影したり録音したりすること。
- ・暴風雨、降雪、台風、地震等により警報が発令された場合、事業者の判断でサービスを中止または時間を変更させていただくこともあります。その際には当事業所よりご連絡を申し上げます。

7. 事故、感染発生時の対応及び賠償責任について

- ・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供で事故、感染が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要に応じ市町村に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・事業所は、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により事故、感染が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ・介護予防通所リハビリテーションの提供で事故、感染が発生した場合には、当法人で加入しています訪問看護事業共済会居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険で対応させていただきます。その場合、保険対応を超えて補償等をご請求されましても、対応できませんので予めご了承ください。ただし、事業所の故意、重過失がある場合には、この限りではありません。

8. 衛生管理について

事業所は利用者・職員の健康を守るため、感染症や食中毒の発生、蔓延防止について委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。

9. 個人情報の保護及び秘密保持について

- ・事業所は、知り得た利用者の秘密及び個人情報については、契約中も契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・事業所は、個人情報の適切な取り扱いに努め、事業所での介護予防通所リハビリテーションサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ提供する場合には利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

10. 高齢者虐待・身体拘束について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、利用者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ連絡致します。
- ・事業所は、身体拘束についても同様に委員会、指針の整備、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。
- ・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ・身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 非常災害対策について

- ・防災管理者1名をおき、管理者は災害発生の未然防止に努め、かつ、職員の防災意識の植え付け・育成に留意し、くれぐれも災害による人身事故が発生しないよう最大限に配慮します。
- ・管理者は、施設の実態に即した防火管理体制の整備を図るとともに、全従業員の責任分担を明確にし、非常の際には迅速かつ円滑に機能するよう、その確認を行います。
- ・消火設備・警報設備・避難設備等の確認とこれらの設備が常時機能されているか点検を行います。
- ・従業員及び利用者に対して避難場所・避難経路など避難時における知識を周知させると共に、非常時に迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を適宜実施します。
- ・消防機関・地域の消防組織等との連絡を密にし、避難消火等が円滑に行えるようにします。

12. 相談・苦情について

(1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の介護予防通所リハビリテーションに関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当	菅波 成年	TEL 68-6066
苦情解決責任者	山内 俊明	

(2) その他

市町村窓口	いわき市保健福祉部 介護保険課	いわき市役所内 TEL 22-7467
公的団体の窓口	福島県国民健康保険団体 連合会	福島市中町3-7 TEL 024-523-2700

13. 第三者評価について

当事業所では第三者評価を実施していません。

令和 年 月 日

介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業所 所在地 いわき市平谷川瀬一丁目16-5

名称 医和生会通所リハビリテーション

説明者

私は、本書面により、事業所から介護予防通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名